

○農林水産省令第 号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則及び植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 野村 哲郎

植物防疫法施行規則及び植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（植物防疫法施行規則の一部改正）

第一条 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

別表二（第九条関係）	
地 域	一（略）
植 物	アキー、アコカンテ ラ・オツポシテイフ オリア、アコカンテ ラ・シンペリ、アジ マ・テトラカクタ、 アボカド（付表第六 十、第六十四、第七 十及び第七十二に掲 げるものを除く。） 、あめだまのき、ア ルタボトリス・モン テイロアエ、アンテ イデスマ・ウエノス ム、ウイクストロエ ミア・フィリレイフ オリア、エウクレア ・デイウイノルム、 エケベルギア・カペ ンシス、オクシアン ツス・ザングエバリ クス、オピリア・ア メンタケア、オリー ブ、オールスパイス 、オレア・ウツディ アナ、カシユーナツ ツ、カッシネ・シュ ヴァインフルテイア ナ、キウイフルーツ
備考（対象とする検 疫有害動植物）	（略）

改正前

別表二（第九条関係）	
地 域	一（略）
植 物	アキー、アコカンテ ラ・オツポシテイフ オリア、アコカンテ ラ・シンペリ、アジ マ・テトラカクタ、 アボカド（付表第六 十、第六十四、第七 十及び第七十二に掲 げるものを除く。） 、あめだまのき、ア ルタボトリス・モン テイロアエ、アンテ イデスマ・ウエノス ム、ウイクストロエ ミア・フィリレイフ オリア、エウクレア ・デイウイノルム、 エケベルギア・カペ ンシス、オクシアン ツス・ザングエバリ クス、オピリア・ア メンタケア、オリー ブ、オールスパイス 、オレア・ウツディ アナ、カシユーナツ ツ、カッシネ・シュ ヴァインフルテイア ナ、キウイフルーツ
備考（対象とする検 疫有害動植物）	（略）

、きばなきようちく
とう、きんきじゆ、
ククミス・デイプサ
ケウス、くさとべら
、グルーイア・トリ
コカルパ、コツキニ
ア・ミクロフィラ、
コロロカルプス・エ
リプチクス、ごれん
し、ざくろ、サラシ
ア・エレガンス、ジ
ヤボチカバ、スカエ
ウオラ・プルミエリ
、そらまめ、てりは
ぼく、てんじくいぬ
かんこ、なつめやし
、ナンセ、なんよう
ざくら、にがうり、
はてるまぎり、ハル
ペフィルム・カツフ
ルム、フィリキウム
・デキピエンス、フ
エイジョア、ブテイ
ア・エリオスパタ、
ブテイア・カピタタ
、フラゲラリア・グ
イネエンシス、フル
エツゲア・ウイロサ
、ブルケア・フェル
ギネア、ベルベリス
・ホルステイ、ペ
ンタロパロピリラ・

、きばなきようちく
とう、きんきじゆ、
ククミス・デイプサ
ケウス、くさとべら
、グルーイア・トリ
コカルパ、コツキニ
ア・ミクロフィラ、
コロロカルプス・エ
リプチクス、ごれん
し、ざくろ、サラシ
ア・エレガンス、ジ
ヤボチカバ、スカエ
ウオラ・プルミエリ
、そらまめ、てりは
ぼく、てんじくいぬ
かんこ、なつめやし
、ナンセ、なんよう
ざくら、にがうり、
はてるまぎり、ハル
ペフィルム・カツフ
ルム、フィリキウム
・デキピエンス、フ
エイジョア、ブテイ
ア・エリオスパタ、
ブテイア・カピタタ
、フラゲラリア・グ
イネエンシス、フル
エツゲア・ウイロサ
、ブルケア・フェル
ギネア、ベルベリス
・ホルステイ、ペ
ンタロパロピリラ・

ウンベルラタ、ボウ
レリア・ペティオラ
リス、ポポー、ポリ
スファエリア・パル
ウイフオリア、マメ
ーリンゴ、モノドラ
・グランディディエ
リ、ランプロタムヌ
ス・ザングエバリク
ス、りゆうがん、ル
ディア・マウリテイ
アナ、れいし、いち
じく属植物、インガ
属植物、いんげん属
植物、ヴァングエリ
ア属植物、かき属植
物（付表第四十一に
掲げるものを除く。
）、カリッサ属植物
、くるみ属植物、く
わ属植物、コツコロ
バ属植物、コーヒー
ノキ属植物、すぐり
属植物、すのき（こ
けもも）属植物、と
けいそう属植物、ド
ビアーリス属植物、
ドリペテス属植物、
なつめ属植物、にん
めんし属植物、ばし
よう属植物（成熟し
ていないバナナの生

ウンベルラタ、ボウ
レリア・ペティオラ
リス、ポポー、ポリ
スファエリア・パル
ウイフオリア、マメ
ーリンゴ、モノドラ
・グランディディエ
リ、ランプロタムヌ
ス・ザングエバリク
ス、りゆうがん、ル
ディア・マウリテイ
アナ、れいし、いち
じく属植物、インガ
属植物、いんげん属
植物、ヴァングエリ
ア属植物、かき属植
物（付表第四十一に
掲げるものを除く。
）、カリッサ属植物
、くるみ属植物、く
わ属植物、コツコロ
バ属植物、コーヒー
ノキ属植物、すぐり
属植物、すのき（こ
けもも）属植物、と
けいそう属植物、ド
ビアーリス属植物、
ドリペテス属植物、
なつめ属植物、にん
めんし属植物、ばし
よう属植物（成熟し
ていないバナナの生

果実を除く。)、パイヤ属植物(付表第一に掲げるものを除く。)、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物(付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。)、ふともも属植物、マチン属植物、マンゴウ属植物(付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。)、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物(イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリスを除く。)、なす科植物(付表第三及び第四十二に掲げるもの

果実を除く。)、パイヤ属植物(付表第一に掲げるものを除く。)、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物(付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く。)、ふともも属植物、マチン属植物、マンゴウ属植物(付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。)、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物(イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリスを除く。)、なす科植物(付表第三及び第四十二に掲げるもの

二〇十七(略)	を除外。)、ばら科植物(付表第三及び第三十一に掲げるものを除外。)、及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除外。)、の生果実	(略)
二〇十七(略)	を除外。)、ばら科植物(付表第三及び第三十一に掲げるものを除外。)、及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五及び第七十三に掲げるものを除外。)、の生果実	(略)

付表

一〇七十七(略)

モロッコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンダリンその他のシトラス・レテイクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

(植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令(令和五年農林水産省令第 号)の一部を次のよ

うに改正する。

第一条のうち植物防疫法施行規則別表二の十七の項の次に次のように加える改正規定のうち同表の十八の項の植物の欄中「八十二」を「八十三」に、「八十一」を「八十二」に、「八十五」を「八十六」に、「八

十」を「八十二」に、「七十八」を「七十九」に、「七十九」を「八十」に改め、同表の二十の項の植物の欄中「八十五」を「八十六」に、「八十四」を「八十五」に改め、同表の二十一の項の植物の欄中「八十五」を「八十六」に改め、同表の二十二の項の植物の欄中「八十六」を「八十七」に改め、同表の二十三の項の植物の欄中「八十四」を「八十五」に、「八十五」を「八十六」に改める。

第一条のうち植物防疫法施行規則別表二の付表第七十七の次に次のように加える改正規定中同表の付表第八十六を同表の付表第八十七とし、同表の付表第七十八から同表の付表第八十五までを一表ずつ繰り下げらる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。